

伊勢原市ねたきり老人等理髪サービス事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、在宅のねたきり老人等の生活福祉向上のため訪問により行う理美容サービス（以下「理髪サービス」という。）の実施に関して、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 理髪サービスの対象者は、次に掲げるものとする。

- (1) 市内に住所を有する65歳以上のねたきり老人の者で、伊勢原市在宅ねたきり老人及び認知症老人登録要綱（平成12年伊勢原市告示第48号）の規定による認定を受け、訪問による理髪サービスを必要とするもの
- (2) その他市長が特に理髪サービスが必要と認める者
(理髪サービスの実施等)

第3条 理髪サービスは、技術の特殊性から神奈川県理容生活衛生同業組合伊勢原支部（以下「理容組合」という。）及び神奈川県美容業生活衛生同業組合伊勢原支部（以下「美容組合」という。）の協力を得て実施するものとし、理髪サービスの実施に必要な事項は別に定めるものとする。

(申請)

第4条 理髪サービスを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、伊勢原市ねたきり老人等理髪サービス登録申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）により市長に申請するものとする。

(登録の決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに実態を調査し、その必要性を検討の上、利用の可否を決定し、伊勢原市ねたきり老人等理髪サービス登録通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

(理髪サービスの提供)

第6条 市長は、前条の規定により利用を決定した場合は、理髪サービス券（第3号様式）を理髪サービスの登録を受けた者（以下「登録者」という。）に送付するものとする。

- 2 理髪サービスは、年4回、四半期ごとに実施するものとし、理髪サービス券は、毎年4月、7月、10月及び1月の末日までに登録者に送付し、それぞれ5月～6月、8月～9月、11月～12月及び2月～3月に理髪サービスの提供を受けるものとする。
- 3 四半期の最終月（6月、9月、12月及び3月）に申請があったものについては、次の四半期から理髪サービスを提供するものとする。
- 4 市長が、対象者が入院等の事由により理髪サービスを提供することが不相当と認める場合は、理髪サービス券を送付しないものとする。

(届出)

第7条 登録者は、理髪サービスの必要がなくなった場合は、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

(日程調整等)

第8条 理髪サービスの実施は、各四半期ごとに理容組合又は美容組合に依頼するものとし、訪問日程等については、理容組合又は美容組合が対象者へ電話等で連絡し調整を行うものとする。

(費用負担)

第9条 理髪サービスの利用の費用は、無料とする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成17年1月18日から施行する。

(経過措置)

2 当分の間、市民に対し発する文書等においては、必要に応じて「認知症」の次に「(痴呆)」又は「(痴呆症)」を付して表記するものとする。

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

第1号様式(第4条関係)

伊勢原市ねたきり老人等理髪サービス登録申請書

年 月 日			
伊勢原市長 殿			
申請者 住所			
氏 名			
電話番号 ()			
次のとおり、理髪サービスの登録申請をします。			
フリガナ 対象者氏名		生年月日	M・T・S 年 月 日
対象者住所 伊勢原市			
介護認定の申請	有(介護度等) ・ 無		
サービス登録を 希望する理由	身体生活状況等		
担当民生委員		電話番号 ()	

(備考)

- ・伊勢原市の「ねたきり老人」の認定を受けられた方は、希望によりこのサービスを利用することができます。
- ・分かる範囲で記入してください。

第2号様式(第5条関係)

伊勢原市ねたきり老人等理髪サービス登録通知書

年 月 日			
様			
伊勢原市長			印
年 月 日付けで申請のあった理髪サービスの利用について、次のとおり決定したので通知します。			
フリガナ 対象者氏名		生年月日	M・T・S 年 月 日
登録の可否	<input type="checkbox"/> 登録されました <input type="checkbox"/> 登録できません		
決定(却下)理由			
費用	無料です。		

登録等に関する 問い合わせ	伊勢原市 課 担当 電話 (94)4711 内線
------------------	-----------------------------

* このサービスは、県理容生活衛生同業組合伊勢原支部(理容組合)及び県美容業生活衛生同業組合伊勢原支部(美容組合)の協力を得て年4回実施するもので、理容店又は美容店の休業日等を利用して行うボランティア的事業です。

- ・ 理髪サービス券は、理髪サービスを受けた時に、住所、氏名等を記入の上、理容師さん又は美容師さんにお渡してください。
- ・ 日程については、理容店又は美容店から電話連絡がありますので、ご都合のよい日時を調整してください。
- ・ 理容店又は美容店の都合により、実施日の連絡等が遅れる場合がありますが、本制度の趣旨をご理解いただきご了承ください。

第3号様式(第6条関係)

年度	NO.	—
理髪サービス券		
住	所	伊勢原市
氏	名	
利用者コード		
交付年月日	年	月 日

*****	理髪サービス店記入欄	

店	名	
利	用	年 月 日

伊勢原市長